

議 案 第 98 号

松戸市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

火災等に係る出場手当の額を改定することにより、消防団員の処遇の改善を図るため。

## 松戸市消防団条例の一部を改正する条例

松戸市消防団条例（昭和26年松戸市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2火災その他の出場の項中「3,000円」の次に「（4時間以上消防団活動に従事した場合にあつては、7,000円）」を加える。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の松戸市消防団条例別表第2の規定は、施行日以後の火災その他の災害の出場に係る費用の弁償から適用する。